

令和8年度尾道市空家等管理活用支援法人の募集について

尾道市では、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）に基づき、「空家等管理活用支援法人」として本市の空き家対策の取組に関して補完的な役割を担っていただき、本市と連携して専門家による空き家活用に関する相談会・セミナーを実施していただける法人を募集します。

空家等の適切な管理及び活用の促進に向けて、民間の法人が公的立場から活動しやすい環境を整備し、一層の空き家対策の推進を図ります。

1 募集概要

【業務内容】

- ①空き家に関する相談対応（市内全域を対象とすること）
- ②専門家による空き家活用に関する相談会の実施
- ③専門家による管理又は活用に関するセミナーの実施

（補足）

- 「空家等管理活用支援法人」として本市が指定し、市内全域を対象に、①の空き家に関する相談対応をしていただきます。（指定期間3年）
- 令和8年度において、②の相談会及び③のセミナーについて、本市の委託業務として、2回程度の実施をお願いします。
業務期間：指定日から令和9年3月31日まで
委託料上限額：748,000円（消費税含）
- 専門家とは、弁護士、司法書士、税理士、行政書士、建築士、宅地建物取引士等の空家等対策に関する有資格者となります。
- これらの業務において、個人情報の提供等はありません。

【募集法人数】

1団体

2 応募要件

「尾道市空家等管理活用支援法人の指定に関する事務取扱要綱（以下「指定要綱」という。）」の第3条に定める要件を満たし、「令和8年度尾道市空家等管理活用支援法人の指定に関する方針（以下「指定方針」という。）」の2 支援法人に求める業務の内容に定める業務を実施することができる法人に限ります。

【主な要件】※その他の要件については、指定要綱及び指定方針をご確認ください。

- ・ 特定非営利法人、一般社団法人、一般財団法人、空家等の管理や活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること
- ・ 空家等対策に関する専門的知識を有する者が所属し、空き家対策に関する活動を行っていること
- ・ 過去5年以内に本市と連携して空家等対策に取り組んだ実績又はこれに類するものとして市長が認める活動実績を有する者が所属する団体であること
- ・ 市税や国税等を滞納していないこと

3 応募手続き

希望する法人は、指定要綱及び指定方針を確認のうえ、次のとおり応募してください。なお、可能な限り、事前相談をお願いします。

【応募期間】

令和8年6月1日（月）～6月26日（金）17：00まで（必着）

【応募書類】

以下の書類を作成し、尾道市役所建設部まちづくり推進課に持参してください。

- ①尾道市空家等管理活用支援法人指定申請書（様式第1号）
- ②定款
- ③登記事項証明書
- ④役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- ⑤法人の組織及び沿革を記載した書面、事務分担を記載した書面
- ⑥前事業年度の事業報告書及び収支決算書
- ⑦当該事業年度の事業計画及び収支予算書
- ⑧空家等（法第2条第1項に規定する空家等をいう。）の管理又は活用に関する活動実績を記載した書面
- ⑨法第24条各号に規定する業務（本市が求める業務）に関する計画書
- ⑩国税及び地方税の滞納が無いことを証する書類
- ⑪その他、支援法人の業務に関し参考となる書面

【審査】

- ・書類審査を行います。（非公開の審査会議を実施）
- ・審査は、指定方針「4（2）審査基準」によるものとします。
- ・最高得点である1団体を指定します。ただし、最高得点であっても審査員の採点の平均が6割未満の場合は不適とし、指定しません。

【備考】

- ・応募に際して、空家法、指定要綱、指定方針を十分にご確認ください。
- ・提出後の書類の差し替え及び追加はできません。ただし、本市が求める場合は、この限りではありません。
- ・審査の詳細についてはお答えしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・本市が実施する空き家バンク運営事業者と連携し業務を実施していただきます。
- ・業務の実施において、市民等との間で生じたトラブルについては、自ら解決していただきます。

4 スケジュール

応募期間：令和8年6月1日（月）～6月26日（金）17：00まで（必着）

審査会議：令和8年6月下旬予定

通 知：令和8年7月初旬予定

5 応募書類の提出先及び問合せ先

尾道市役所建設部まちづくり推進課（住宅政策係）

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号

電 話 0848-38-9347 ファクス 0848-38-9295